

「みえの食」データベース作成業務 業務仕様書

1 業務の目的

本業務は、県内農林水産物・加工食品を掲載した「みえの食」データベースを作成することで、バイヤー等へ効果的・効率的な三重県産品の情報発信を進め、みえの食の販路拡大を通して県内食品関連事業者の振興と雇用の促進につなげることを目的としています。

2 事業主体

三重県

3 委託業務の内容

(1) 委託業務名：「みえの食」データベース作成業務

(2) 委託期間： 契約日から令和2年3月11日（水）まで

(3) 委託内容：

① 「みえの食」データベースの作成及び運営・維持管理

- ・県内食品関連事業者200事業者程度（みえセレクション選定事業者、三重県農林水産物・食品輸出促進協議会会員を想定）の情報を掲載し、バイヤー等が閲覧できる「みえの食」データベースを作成してください。

〈データベースに掲載する情報〉

みえセレクション冊子（別紙）及びFCP展示会・商談会シート（別紙）の内容をベースとし、委託事業者の提案内容に沿うよう必要に応じて情報のカスタマイズを行ってください。

※情報の掲載順、掲載方法については、委託事業者による提案をふまえ、県と協議して決定するものとします。

※初年度（今年度）分の商品及び事業者データの輸入は委託事業者にて行ってください。

〈お渡しできる事業者データについて〉

みえセレクション選定事業者分については、みえセレクション冊子の掲載情報を Indesign データにて、三重県農林水産物・食品輸出促進協議会会員分については、FCP展示会・商談会シートの情報を Excel データにてお渡しすることができます。

※その他の様式でのデータ受渡をご希望の場合は、ご相談ください。

◆ 「みえの食」データベースが想定している使用場面（例）

- ・掲載事業者が、バイヤーに自社商品の提案を行うとき。
- ・県がバイヤー及び一般消費者に三重県のおすすめ商品の紹介を行うとき。

◆ 基本仕様

ア. データベースは、パソコンとスマートフォン等携帯端末のどちらからでもア

クセスができる仕様とすること。

- イ. 目当ての商品・事業者等がすぐに見つけられるような工夫（検索機能の搭載やナビゲーションの配置など）を具体的に提案し、実施すること。
- ウ. データベースを活用する掲載事業者及び県にとって有用と思われる機能（例として、FCP展示会・商談会シート（別紙参照）形式での出力機能、外国語対応、CSVデータ等での掲載情報取り出し機能など）を搭載すること。
- エ. 三重県公式ホームページから参照できる仕様とすること（リンク貼付可）。
なお、三重県公式ホームページとは別に当課ではポータルサイト「三重の食結び」を所有しています。データベースと「三重の食結び」を組み合わせることでさらなる効果が期待できる場合は、組み合わせでの提案についても検討してください。
- オ. 次年度以降の運用に係る追加料金が発生しにくい設計に努めること。
- カ. データベース開設後も、県やデータベース登録事業者が事業者情報および商品情報の追加・変更・削除ができるとともに、データベースに新規事業者の追加登録ができる仕様とすること。
- キ. データベース初期構築後、最低でも2週間以上はテスト運用・微調整期間を設けること。なお、契約期間におけるサーバ費用、保守管理費用、セキュリティ費用等、データベースに係る一切の費用は委託費に含むこととします。
- ク. 今年度作成したデータベースを次年度以降も形を変えることなく継続使用する場合に、別途必要となる費用についてはどのようなものが想定されるかを明らかにすること。なお、データベースを管理するうえで必ず支出しなければならない維持費（サーバ費用、ドメイン費用等）については、提案書及び見積書に金額を明示することとし、そのほかに地方公共団体がデータベースを管理・運営するうえで見込んでおくことが望ましい費用があればあわせて提案を行うこと。

②「みえの食」データベースに係る各種資料の作成

- ・データベースの各利用者（バイヤー等、県内食品関連事業者、県担当など）に向けたわかりやすいデータベースの「使い方マニュアル」を電子データにて作成してください。
- ・バイヤー等に向けた周知に使用する「データベース紹介用チラシ」を電子データにて作成してください。

③業務実施報告書の作成

- ・すべての委託事業活動終了後、業務実施報告書を作成し、提出してください。

④その他

- ・「みえの食」データベース作成業務にかかる進捗状況を把握するため、適宜打合せを行います。打合せの内容については、打合せ記録を作成し提出してください。

- (4) 成果品：①「みえの食」データベース及び作成に使用した電子データ一式
②「みえの食」データベース 使い方マニュアル電子データ
③「みえの食」データベース データベース紹介用チラシ
電子データ

④業務実施報告書（A4版、カラー）

⑤収支精算報告書

⑥その他必要な資料一式

(5) 納入場所：三重県 雇用経済部中小企業・サービス産業振興課

(6) 納入期限：令和2年3月11日（水）

※成果品①～③については、納入期限にかかわらず成果品が完成次第随時納品すること。

※成果品②、③については、次の2種類のデータを納品すること。

①Word, Excel または PowerPoint

②PDF

4 委託費及び経費等

委託料の範囲内で当該事業を行うものとします。

(1) 対象経費は、事業の実施に真に必要なものに限りします。

(2) 事業の実施にあたっては、「地域活性化雇用創造プロジェクト実施要領」を順守してください。

(3) 厚生労働省から通知される補助金交付決定額が、三重県から申請した補助金申請額と変更があった場合は、本委託契約を変更するものとします。

5 業務遂行体制

(1) 業務担当者等

契約締結後、速やかに業務担当者及び作業員（後方支援者も含む）について、書面で報告すること。業務担当者及び作業員に変更・追加が発生する場合も同様とします。

(2) 連絡体制

緊急時の連絡体制を確保し、連絡体制図（後方支援体制を含む）を提出してください。連絡体制に変更・追加が発生した場合も同様とします。

(3) その他

業務担当者及び作業員は、本県庁舎内等において業務を遂行する際は、社員証等の受託業務事業者であることが証明できるものを携帯してください。

6 監督及び検査

契約条項の定めるところによります。

7 契約代金の支払方法、支払場所及び支払時期

委託料は、委託業務が完了し、履行確認が行われた後に支払うものとします。

なお、本業務を実施するにあたり、必要がある場合は、概算払いをすることができるものとします。

8 暴力団等排除措置要綱による契約の解除

県は、受託者が「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第3

条又は第4条の規定により、「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止措置を受けたときは、契約を解除することができるものとします。

9 不当介入に係る通報等の義務及び義務を怠った場合の措置

(1) 受注者が契約の履行にあたって暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとします。

ア 断固として不当介入を拒否すること。

イ 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をする事。

ウ 発注所属に報告すること。

エ 契約の履行において、暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等による不当介入を受けたことにより工程、納期等に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、発注所属と協議を行うこと。

(2) 契約締結権者は、受注者が①(イ)又は(ウ)の義務を怠ったときは、「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第7条の規定により「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止等の措置を講じます。

10 障がいを理由とする差別の解消の推進

受託者は、業務を実施するにあたり、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律を遵守するとともに、同法第7条第2項(合理的配慮の提供義務)に準じ適切に対応するものとします。

11 その他、受託上の留意点

◇事業実施にあたって、契約書及び本仕様書に定めのない事項や細部の業務内容については、県と協議して実施するものとします。

◇その他必要な事項は「三重県会計規則」の規定によるものとします。

◇受託者は、この契約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったときは速やかに委託者に報告し、委託者の指示に従うこと。

◇業務遂行において疑義が生じた場合は、委託者と協議し、その指示に従うこと。

◇契約締結権者は、必要に応じ、受託先を訪問し状況確認を行うとともに、実地及び書面による検査を実施することができるものとします。

◇この契約にかかる会計関係書類は、委託事業が完了した日の属する会計年度の終了後10年間保存すること。

◇本委託業務で取得した個人情報の取扱いについては、別記「個人情報の取扱いに関する特記事項」を遵守することとします。また、三重県個人情報保護条例第68条、第69条及び第72条により、委託を受けた事務に従事している者若しくは従事していた者に対する罰則があります。

◇本業務により発生した成果物の所有権は、引き渡し完了したときに三重県に移転するものとし、成果物のうち新規に発生した著作物の著作権(著作権法第21条から第28条までに規定する権利で、第27条及び第28条に定める権利を含む。以下「著作権」という。)及び成果物のうち委託者又は受託者が受託業務の従前から著作権を有

する著作物の翻案等により発生した二次的著作物の著作権は、委託料の支払いが完了したときをもって三重県に譲渡されるものとする。また、受託者は著作権を譲渡した著作物に関して、著作人格権を行使しないものとします。

12 連絡先（担当部局）

〒514-8570 三重県津市広明町13番地

三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課 食の産業振興班

担当 勢力、小林

TEL 059-224-2458 FAX 059-224-2078

E-mail syokusan@pref.mie.lg.jp